



# 事業承継を契機とした経営体制整備や 経営革新等の新たな取組を支援します！

## 島根県事業承継新事業活動等支援補助金

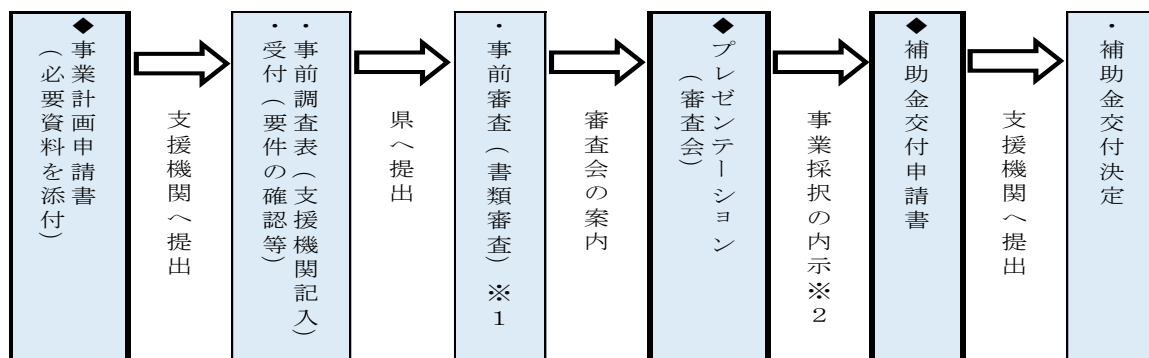
島根県事業承継新事業活動等支援事業は、地域経済の基盤を担う小規模事業者・中小企業者の事業承継や事業承継後の事業基盤の確立を促進するため、体制整備や新たな取組に必要な経費の一部を補助し、計画の実行を支援するものです。

### 1. 補助事業の内容

事業区分	概要・対象経費	対象者	補助率		上限（千円）	
			法認定等	法認定等	法認定等	法認定等
①事業承継実施事業	事業承継手続き経費、事業承継計画を実施するための戦略策定経費	①後継予定者が決まっており、10年以内に実施する事業承継計画（事業承継推進員の確認を受けていること。以下同じ）を有する事業者	1/2		1,000	
②人材育成事業	後継者育成、幹部人材研修・募集経費		1/2		1,000	
③後継者又は後継予定者が行う新商品・新役務開発、業務・施設等の改善による収益力向上事業	・新商品・新役務開発の経費 ・業務・施設等の改善経費	①後継予定者が決まっており、5年以内に代表者の交代をする事業承継計画を有する事業者	1/2	2/3	1,000	2,000
④後継者又は後継予定者が行う販路開拓事業による収益力向上事業	販路開拓の取組み経費	②事業承継実施後2年以内の事業者	1/2	2/3	1,000	2,000
※複数の区分の場合は、各区分の上限かつ合計が右記以内 ※各区分を異なる年度で申請できるが、重複はできない。補助上限は単年度単位。					3,000	4,000
※「法認定等」とは、経営力強化法に基づく経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定をいう。						
⑤第三者承継促進事業	マッチングのための着手金、企業価値診断料等の経費	後継候補者又は事業譲渡先を探そうとする事業者	1/2		2,000	
⑥災害対応事業（島根県西部を震源とする地震又は平成30年7月豪雨による被災）	被害のあった施設及び設備等の原状回復に要する経費 仮事務所・工場、店舗での営業に要する経費	①後継者が決定しており10年以内に事業承継を行う予定のもの ②後継者が決定していないが現経営者に事業承継の意志がある場合、10年以内に事業承継が見込めるもの ③事業承継実施後2年以内のもの ④地域に不可欠な事業であって、市町村が事業継続を必要で支援すると指定したもの		2/3	3,000	

- ①、②、⑤及び⑥の事業区分は随時受け付け、③及び④の事業区分は県の公募により受け付けを行います。
- ③及び④の事業区分の第1回公募期間は令和元年5月7日（火）～6月3日（月）までとなります。
- 事業期間は令和2年2月28日までとなります。

### 2. 補助事業申請の流れ



- ※1 要件を満たしていない場合や計画の熟度が低い場合は、書類審査で不採択となります。
- ※2 審査結果に関する異議申し立ては、受け付けません。

お問合せは、最寄りの商工会議所・商工会、島根県中小企業団体中央会、公益財団法人しまね産業振興財団へ

島根県事業承継新事業活動支援事業ホームページ 『島根県 事業承継』で検索ください